

イベント・セミナー告知サービス 利用規約

利用申込者または企業（以下甲という）は、株式会社リファレンス（以下乙という）の提供するイベント・セミナー告知サービスを利用申込するにあたり、本規約に同意し遵守するものとし、同意が無い場合には、同サービスを利用することができない。甲がイベント告知申込画面より同サービスの申し込み情報を送信した場合、本規約に同意したものとみなす。

第 1 条 サービス

乙は、第 4 条により成立する甲乙間の契約（以下本契約という）に基づき、甲に対し、イベント・セミナー告知サービス（以下本サービスという）を利用する権利を許諾する。

第 2 条 コンテンツ管理

1 甲は、本サービスを利用して自己が発信した全てのデータに関して責任を負うものとし、乙は、甲から発信された全てのデータに関して一切の責任を負わない。

2 甲は、自己が発信したコンテンツにおいて、他人の著作権や商標権・特許権・肖像権等の諸権利、法的利益を侵害するような場合には、かかる侵害行為により発生する全ての法的責任、費用を甲自身が負うことに同意する。

第 3 条 申込拒絶

乙は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合及び利用申し込みを拒絶する相当の理由があると判断した場合、甲の本サービスの利用申込を拒絶することができる。

(1)甲が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員または暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下暴力団員等という）である場合または暴力団員等に事業活動を支配されている場合。

(2)薬事法に抵触する可能性のある商品の販売の勧誘を行う場合。

(3)アダルト関連商品の販売を行う場合。

(4)前各号のほか、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律、売春防止法、青少年保護育成都道府県条例、マルチ商法など特定商取引法、出資法、景品表示法、資金決済法、金融商品取引法に違反するおそれのある商業的行為等の法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為、あるいは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為を行う場合。

第 4 条 契約の締結等

1 甲乙間の本サービスの利用契約の成立日は甲が乙所定の方法により本サービスの利用申込を行い、乙がこれを受理した日とする。なお、乙は、甲に対し、本サービスの利用開

始日を別途通知する。

2 本契約の期間は、契約成立日から告知申込のあったイベント・セミナー実施日までとし、乙のウェブサイト上で当該イベント情報が告知される期間は、イベント・セミナー実施日の10日前からイベント・セミナー実施日までとする。

3 本契約は契約期間満了をもって終了し、甲のイベント・セミナー告知情報は抹消される。

4 甲は、乙が運営する貸し会議室の使用契約者でなければならず、本契約は当該使用に関する告知に限定される。

第5条 費用

無料とする。

第6条 知的財産権等

1 乙が本サービスにおいて提供している画像素材、その他の素材（以下本素材という）の著作権、ノウハウ等の知的財産権のすべては、乙または乙に本素材の利用を許諾した第三者に帰属する。甲が翻案・改変した本素材も同様とする。

2 甲は、本素材を、本サービス利用の目的にのみ使用することができ、これ以外の目的での利用することができない。

3 甲は、本素材に関し、次の各号に該当する行為をしてはならない。

(1) 本素材を本サービスから分離または複製し、独立のデジタル素材（本サービスによる成果物を除く）として再利用すること。

(2) 本素材の被写体（人物、物品、風景を含む。以下本件被写体という）に対し、何らかの権利を有するように表示すること。

(3) 本件被写体の特徴、品位、名誉または信用を害する態様で使用する。

(4) 本件被写体が特定の営業または商品を使用、推奨しているかのような印象を与える使用をすること。

4 甲は、本素材、本サービスを利用して作成される HTML データその他の作成物（以下本作成物という）の販売および無償配布を行ってはならず、本素材または本作成物を利用して商標の登録等を行ってはならない。

第7条 サービスの中断・中止または終了

1 乙は、本サービス用設備等の保守を行う場合等、乙は、甲に通知をすること無く本サービスを中断または中止することがある。その場合、理由の如何を問わずサービス停止に起因する損害に関して、乙は一切の責任を負わない。

2 乙は、運営上または技術上などの理由により本サービスを終了することができる。その場合、乙は、本ウェブサイト上にてその旨を通知する。

第 8 条 サポート

本サービス利用に関しては、甲自身が自らの責任において行うこととし、乙は以下に掲げるサポートの責任を行わない。

- (1)本サービスの操作方法に関する説明や相談
- (2)本サービス利用に起因するトラブルの対応
- (3)告知内容についての助言・相談

第 9 条 サービス開始後の取消・修正・解約

1 甲および乙は、いつでも本契約を解約することができる。但し、甲が本契約を解約する場合、乙が指定する方法によらなければならない。

2 甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、乙は、甲に対し催告等をすることなく、本契約を解約することができる。

- (1)重大な過失または背信行為があったとき。
- (2)暴力団員等となったときまたは暴力団員等に事業活動を支配されるに至ったとき。
- (3)本契約または本契約に付随する契約に違反したとき。
- (4)乙の契約するサーバーやネットワークに著しい負荷や障害を与え、乙が正常なサービス提供を行えないと判断したとき。
- (5)申込時などに乙に提供した情報に不正確、虚偽の内容があったとき。
- (6)薬事法に抵触する可能性のある商品の販売の勧誘を行ったとき。
- (7)アダルト関連商品の販売を行ったとき。
- (8)児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律、売春防止法、青少年保護育成都道府県条例、マルチ商法など特定商取引法、出資法、景品表示法、資金決済法、金融商品取引法に違反するおそれのある商業的行為等の法令の定め違反する行為またはそのおそれのある行為、あるいは公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為を行ったとき。
- (9)その他本契約を履行し難い重大な事由が生じたとき。

3 甲が本契約の解除・解約、利用停止などにより損害を被っても、乙は一切の責任を負わず、甲は、乙に対し、あらゆる苦情や請求はできない。

第 10 条 責任制限

乙は、本サービス自体または本サービスの使用から直接的または間接的に生じた甲のまたは甲の顧客等第三者のいかなる損害についても、一切責任を負わない。

第 11 条 禁止行為

1 甲は、本サービスの利用において、次の各号の内容に該当する行為をしてはならない。なお、甲が次の各号に該当する行為を行った場合または次の各号に該当する行為を行う恐れがあると乙が判断した場合、乙は、本サービスを停止または本契約を解除することができる。この場合、乙は、本サービスの停止や契約解除により甲に生じた損害については一切責任を負わない。

- (1)乙または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害または侵害するおそれのある行為。
- (2)乙または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
- (3)乙または第三者の個人情報・その他第三者に関する情報を偽りその他不正な手段を用い収集、取得する行為、あるいはそれに類似する行為。
- (4)乙または第三者の個人情報を本人の同意無く違法に第三者に開示、提供する行為、またはそれに類似する行為。
- (5)乙または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
- (6)公序良俗に反する内容の情報・文書および図形等を他人に公開する行為。
- (7)法令に違反するまたは違反するおそれのある行為。
- (8)無限連鎖講（「ねずみ講」）あるいはそれに類似する行為、またはこれを勧誘する行為。
- (9)コンピュータウイルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為。
- (10)本条の各行為を行っているサイトへリンクを張る等、当該行為を誘引する、または結果として同等とみなされる行為。
- (11)その他乙が不適切と判断する行為。

第 12 条 損害賠償

甲が本サービスの利用に際して乙に故意または過失により損害を与えた場合、乙は、甲に対し、損害賠償請求することができる。

第 13 条 契約終了時の措置

本契約の終了により、甲の本サービス利用に関するイベント告知情報は抹消される。

第 14 条 機密保持

甲および乙は、本サービスに関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならない。

第 15 条 本契約の変更

- 1 乙は、乙が必要と認めたときに、本規約の内容を変更することができる。
- 2 本規約の変更が行われた場合、乙が変更内容を乙のウェブサイト上に掲載した時点以降も本サービスの使用を継続した場合、変更に同意したものとみなし、変更後の内容を適用する。

第 16 条 一部無効

本規約の規定中、無効な規定と解釈された箇所があった場合でも、当該箇所のみその効力を失うものとし、その余の規定の効力に影響しないものとする。

第 17 条 準拠法

本契約に関する準拠法は日本国法とする。

第 18 条 協議および管轄裁判所について

- 1 本規約に定めのない事項および本規約に関して甲と乙との間で問題および疑義を生じた場合には、法令・商習慣等によるほか甲乙協議のうえ、信義誠実の原則に基づき円満に解決をする。
- 2 本契約に関して訴訟が必要な場合は、福岡地方裁判所または福岡簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

平成 27 年 8 月 6 日制定